

会議録要旨

(1) 会議の名称	令和5年度 第4回南越前町環境審議会
(2) 開催日時	令和6年2月13日(火) 午後6時30分～午後7時30分
(3) 開催場所	南越前町役場 別館2階 第1会議室
(4) 委員出席者数	15名
(5) 委員欠席者数	0名
(6) 傍聴者数	2名
(7) 内容の要旨	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 審議事項 <u>(別添の「委員からの意見と事務局対応案」のとおり)</u></p> <p>(1) パブリックコメントの意見募集の結果について ・令和6年1月10日から24日まで募集を行った結果、1名・12件の意見があったのでその内容について説明を行った。</p> <p>(2) 第2次南越前町環境基本計画(案)の最終確認について ・前回の審議会であった委員からの意見とパブリックコメント意見募集の結果を受けて修正した箇所について説明を行った。</p> <p>4 その他 (1) 今後のスケジュール等について ・今後のスケジュール等について説明を行った。</p> <p>5 閉会(副会長挨拶)</p>

第4回南越前町環境審議会議

第2次南越前町環境基本計画（案）への意見及び事務局対応案

日時 令和6年2月13日（水） 18:30～20:00

場所 南越前町役場

1. 環境基本計画案の内容について（パブコメ対応反映後の計画案について）

（1）第1章 計画の基本的事項（p.1～10）

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	p.10 河川水質に係る環境類型については、どのような魚種が生息するのかといった一般にわかりやすい表記があるとよい。	・ 巻末用語解説該当か所に、「例えば河川A類型では、ヤマメ、イワナ等魚類が漁獲できる程度などの目安が示されている。」と追記。

（2）第2章 南越前町が目指す環境像（p.11～15）

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	－質問・意見無し－	－

（3）第3章 基本施策と行動計画・第4章 重点プロジェクト（p.16～34）

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	p.17 下から4行目の「活動」を具体的に記載すべき。	・ 「保全」活動等 と表記修正。 ※「活動等に参加しましょう」と、何の活動か明記が無かったもの。
2.	p.25 3Rのリサイクルは「再資源化」などのわかりやすい表記に。	・ 当該ページリード文3行目の「リサイクル・資源化」を「リサイクル（再資源化）」と修正。
3.	p.29 小水力発電の写真が小さくて分かりにくい。拡大したものを。	・ 拡大写真に差し替え。
4.	p.29 風力発電の導入は、現在、多くの町民が受け入れられないのではないかと。環境への影響・防災上心配であり何らかのコメントを付記するべきと思う。	・ 取組②の説明書きの後に、「なお、全ての再生可能エネルギー開発において、事業者には防災も含めた環境低減措置を求めてまいります。」の一文を追記。

5.	p. 29 太陽光発電では、新しいタイプの開発が進んでおり、環境等へのインパクトがないものは導入すべきと思う。	・ ご意見拝承。
6.	p. 28 魚の放流の写真は何の稚魚か？ 場所はどこか？	・ 写真キャプションに場所の説明を付記する。
7.	p. 31 野生動物による「被害」は、「獣害」としたほうがよいのではないか。	・ 「獣害」は、「鳥獣被害」の短縮用語として用いられるものであり、関連研究者からは「獣害」の語は用いるべきではない考えも示されるケースも少なくない。森林に対しては「鳥獣害」の語もあてはめにくく、原文のままとする。

(4) 第5章 計画の推進 (p. 35~37)

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	－質問・意見無し－	－

2. 文書中の表記等に係る事項

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	p. 11 元号（西暦）の表記が不統一な部分があり要修正。	・ 指摘か所以外も含めて再度全点検し、修正する。
2.	p. 25、26 「古紙」「雑がみ」の“紙”部分は漢字、かな表記の統一はしないのか。	・ 「古紙」「雑がみ」の表記は環境分野の慣例で県書類でも同様の表記がある。
3.	p. 26 フリーマーケットの風景写真中の顔は特定できないよう画像処理すること（本人承諾がない）	・ 画像処理する。
4.	p. 26 「～（した）り、」に続く文は「～り」と受けるのが日本語文章の正しい表記。	・ 指摘のとおり修正する。

5.	p. 28 写真キャプションは「エコクリーンセンター南越」と他にあわせた正確な表記を。	・指摘のとおり修正する。
6.	p. 35 最終行の「行います」は他にあわせた表記を（行いましょう など）。	・指摘のとおり修正する。

(以上)

令和5年度 第4回南越前町環境審議会 次第

日時 令和6年2月13日(火) 午後6時30分～
場所 南越前町役場 別館2階 第1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) パブリックコメント意見募集の結果について

(2) 第2次南越前町環境基本計画(案)の最終確認について

4 その他

(1) 今後のスケジュール等について

(2) 南越前町環境審議会委員の任期について

5 閉 会

第2次南越前町環境基本計画（素案）
町民パブリックコメント意見募集の結果について

○募集期間：令和6年1月10日(水)～24日(水)

○提出件数：12件（1名）

【提出された意見及び意見に対する町の考え方】

1. 「計画の基本的な考え方」について

No	いただいたご意見	南越前町の考え方
1.	5つのテーマ別に掲げられた方針はSDGsに則しており、分かりやすい。	・承知しました。
2.	第4章「重点プロジェクト」については、当町が重点的に取り組む事なのはその呼称から理解できるが、そもそも「重点プロジェクト」が設けられた意図の説明が無いように思うので、位置付けを明記してはどうか。第3章基本施策とは章立てが分けてありつつ、第3章の記載内容と重なる部分もあって混乱した。	・ご意見をふまえ、追記します。
3.	町が取り組むことで「推進します」や「支援します」とされている施策が実施される時、町民にはどのような形で知らされるか。各施策の実施時には、環境基本計画のどこに記載されていたどの項目に準じたものなのか、町民向けに説明されたい。	・環境基本計画に基づき実施する施策の推進・支援は、町の広報誌やケーブルテレビ、チラシ・ポスターなどを想定しています。町民への説明について、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
4.	町民・事業者が取り組むことが列記されている部分では「配慮しましょう」「お願いします」といった柔らかい表現が使われているが、環境を守るためにもっと強制力を持たせることは出来ないのか？ 義務や規制、罰則やインセンティブは、この基本計画に基づいて条例が策定される段階ではじめて出現し、基本計画には盛り込まれない性質のものなのだろうか。	・環境基本計画は町が主体となり策定するものであるため、町民・事業者には配慮等を求める記載としています。 ・また、この計画は主として施策方針をまとめるものであるため、町民・事業者には強制力を持たせるものではないことをご理解いただけますようお願いいたします。

2. 「施策の方向性」について

No	いただいたご意見	南越前町の考え方
1.	<p>町総面積の 92%を森林資源が占めているにもかかわらず、再エネの導入容量の推移 (P. 7) によると、当町のバイオマス発電は現状 0%である。脱酸素社会を実現するための基本施策 (P. 16-17) においても具体的に明記されているのは太陽光発電設備や蓄電池設備、LED にとどまり、カーボンニュートラルな特性を有するバイオマス発電が含まれていない。</p> <p>同施策内で「間伐を推進する」とあるのだから、並行してバイオマス燃料としての間伐材活用も推進すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所の設置は行政が主導するものではなく、民間で実施されるものとなります。現時点でバイオマス発電に関する動静はないため、これに関する記載は控えています。 ・一方で、ごみの収集・処理を近隣市町と協働運営していることと同様に、間伐材のバイオマス燃料としての活用も他市町と連携した取組も考えられるところであり、いただいたご意見を参考に検討を続けてまいります。
2.	<p>太陽光パネルのシェアは大半を中国製が占め、その部品を使用することはウイグルで起きている人権侵害（強制労働・虐殺）に間接的に加担することになるという報道を目にする。</p> <p>再エネの手段として太陽光発電の導入を推進するのは構わないし、製品を選択するのは町民・事業者だとしても、ウイグル自治区からの輸入品かどうかのチェック体制を設ける、または輸入元を規制するなど、行政としても何かしら人道的配慮をすべきだと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については関係部署で共有の上、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
3.	<p>生活環境を守るまち (P. 23) で町が取り組むとある「①環境の監視と是正指導」の中に、「香害による健康被害」および「マイクロプラスチックの問題点」についての啓発も含めてもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご指摘を参考に、本計画に反映させていただきます。
4.	<p>循環型社会を実現するまち (P. 25) のごみ減量の項目で、「トレー無し商品（食品）」の導入/選択の推奨も含めてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご指摘を参考に、本計画に反映させていただきます。

3. 自由意見

No	いただいたご意見	南越前町の考え方
1.	海/河川の水質 (P. 10) に関して指標値の項目に「類型 A」とあるが、それが何を意味するかの説明が不足している。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明を追記します。
2.	レジ袋有料化取り組み店舗 (P. 10) で令和 4 年度は全店舗が達成とあるが、アオキとゲンキ一では無料で配布している。	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等に問い合わせ、両店舗とも環境配慮品であることを確認しており、その旨を追記します。 ・令和 2 年の有料化に際しては「厚手のもの、生分解性プラスチックの配合率が 100%のもの、バイオマス素材の配合率が 25%以上のもの」は対象外とされています。本件は、有料化取組趣旨に合致していると考えられます。
3.	1 日一人当たりのゴミ排出量 (P. 10) で増加要因としてコロナ禍が挙げられているが、令和 4 年水害による災害ゴミが含まれているのかがどうか不明。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害は特殊事情であり統計的な経年比較に馴染まないことから、災害ごみは含めていません。 ・p. 8 に関連した図の記載がありますので、ここにその旨を追記します。
4.	重点プロジェクト 1 (P. 29) の取組②で、導入・普及に取り組むとされている中に「風力発電」もある。風力発電設備そのもの、そして風力発電設備建設のために作られる搬入路や作業路が生態系、および町内に暮らす人々の生活環境に与えるダメージははかり知れず、一度壊したら元には戻せない。そのうえ、尾根上の風力発電設備は山の保水力を大幅に低減するなど災害リスクを高める存在であるにも関わらず、令和 4 年に激甚災害を経験した南越前町が作る環境計画に含まれていることが、被災住民として解せない。「町民の手で守り育てる山・海・里」という環境像、「安全安心して暮らせるまちづくり」という基本目標と矛盾している。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内での風力発電所の設置にあたっては、これまでも環境影響評価に係る法令に則り、住民皆さまと専門家の意見も聞きながら町の意見を事業者に提示しているところです。 ・風力発電所の全てを否定することはできず、事業者には防災もふくめた環境への影響低減化を求め、その内容を住民皆さまと専門家の意見を聞きながら事業者への指導を検討するものと考えています。

第3回南越前町環境審議会議

第2次南越前町環境基本計画（素案）への意見及び事務局対応案

日時 令和5年11月21日（火） 18:30～20:00

場所 南越前町役場

1. 環境基本計画素案の内容について

（1）第1章 計画の基本的事項

No	質問・意見等	事務局回答
1.	町内のプールや温泉などでバイオマスエネルギー化を進めることはどうか。	・基本計画では施策の方針をまとめることとなるため、具体の施策は今後の個別計画で検討します。
2.	p.1 ILOの日本語略称は誤記	・正しい略称に修正します。

（2）第2章 南越前町が目指す環境像

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	p.7 CO ₂ 排出量単位の「t」の文字（フォント）が読みとりにくい。他の部分でも同様	・読みやすいフォントに修正します。
2.	p.11 基本理念の2つめと3つめは、言いまわし等を精査されたい。	・ご指摘のとおり修正します。

（3）第3章 基本施策と行動計画・第4章 重点プロジェクト

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	宮城県では森林開発への課税を仕組みづけている。町内では森林開発が推進されようとしているところであり、同様の課税の仕組みはできないか。	・関係部局と検討します。
2.	基本計画書に記載のある河野地区の写真がない。河野海岸の海岸線など、入れることはできないか。	・ご指摘のとおり追記・入替等します。

3.	海岸のごみの写真はありますが清掃活動の写真に変えたり、日野川の写真はもっとダイナミックなものに変更されたい。	・ご指摘のとおり追記・入替等します。
4.	基本方針3（豊かな暮らしの次世代への継承）に、歴史文化といった内容が入ることは収まりがよくないのではないか。方針3では環境衛生の内容が主であり、文化的な要素は異なるカテゴリではないか。	・ご指摘の通り、歴史・文化等については生活環境に関わるカテゴリには当てはめにくい所です。伝統的建築等も含め、文化財・景観に関する計画で施策検討する事項となります。文化財・景観は環境分野からも大切な事項ではありますが、別の計画で検討する事項であり本計画からは削除します。
5.	基本方針4（地球の資源を大切に活用）に、リユースについての記載が漏れており、入れてはどうか。空き家の利活用についても記載してはどうか。	・リユースについての記載を追加します。

（4）第5章 計画の推進

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	p. 36 PDCA はどのくらいのタイミングで回していく考えか？	・環境基本計画の改定という視点からは、10年に1度のタイミングになります。一方で、個別の取組は都度進捗状況を確認し、環境審議会に報告させていただきます。

2. 環境基本計画素案の全体に係る事項

No	質問・意見等	事務局対応案
1.	令和4年度に発生した土砂災害について、どこかに追記していただきたい。気候変動や生物多様性にも関連する環境の重要なトピックスだと思う。	・追記します。
2.	令和4年の災害時には、スギの木も流れてきていた。人工林は災害に弱いのではないか。	・災害に弱い人工林は、適切に管理されていないことに起因します。そうしたことを鑑みて、計画書では適切な人工林管理の推進に触れています。

3.	基本方針のフレーズと章タイトルが一致していないなど不整合が見られる。	・改めて、全般を通じて修正します。
----	------------------------------------	-------------------

第2次南越前町環境基本計画（案）
令和6年2月13日

第2次 南越前町環境基本計画

2024~2033



令和6(2024)年3月



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画改定の背景と趣旨	1
1.2 計画の位置づけと関連計画	4
1.3 計画の期間	4
1.4 環境指標	6
第2章 南越前町が目指す環境像	11
2.1 基本理念	11
2.2 目指す環境像	12
2.3 基本目標	13
2.4 施策の体系	14
第3章 基本施策	16
基本方針1. 地球規模で生活基盤の保全	16
基本方針2. 豊かな自然の未来への継承	20
基本方針3. 安全安心な暮らしの確保	23
基本方針4. 地球の資源を大切に活用	25
基本方針5. みんなで共に学び活動	27
第4章 重点プロジェクト	29
重点プロジェクト1 町民みんなで実現する脱炭素社会	29
重点プロジェクト2 豊かな生態系を活かした防災・減災	31
重点プロジェクト3 町民みんなで作る循環型社会	33
第5章 計画の推進	35
5.1 町、町民、事業者それぞれの役割の明確化と推進体制	35
5.2 進行管理	37

資料編

- 資料1. 南越前町環境基本条例
- 資料2. 南越前町環境審議会規則
- 資料3. 環境用語解説
- 資料4. 第2次南越前町環境基本計画の策定経緯

文章中、右肩に「*」のついた用語は、
巻末に用語解説を付しています。
※初回のみ付しています。



第1章 計画の基本的事項

1.1 計画改定の背景と趣旨

(1) 計画改定の背景

「地球温暖化*の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」。これは、令和5（2023）年7月、気候変動対策を強化するよう世界各国に訴えた国連事務総長からの警告です。夏季の異常な暑さは私たち人間の健康的な生活や食糧の確保を脅かし、国際労働機関（ILO）は労働生産性を奪い巨額な経済損失が発生すると警告しています。

これまで本町では、環境基本法及び南越前町環境基本条例に基づき平成22（2010）年3月に最初の南越前町環境基本計画を策定し、その後幾度かの改訂を加えながら官民協働で町の環境保全に取り組んでまいりました。前計画では、「町民の手で 守り育てる 山・海・里」を基本目標とし、大気環境・水環境の保全、循環型社会*の促進、山・海・里の保全、地球温暖化防止対策等の施策が盛り込まれました。

その後の環境保全への取組は、社会的に大きく変化してきました。深刻さを増す地球温暖化を背景に、令和2（2020）年10月には菅総理大臣（当時）による「2050年カーボンニュートラル*宣言」が打ち出されました。さらに、令和3（2021）年6月のG7サミットでは、同じく国際的に深刻さを増す生物多様性*の劣化に対して、各国の陸と海の30%以上を保全するという「30 by 30*目標」が合意されました。このように、近年、環境に係る政策は大きく転換・強化されています。

前・南越前町環境基本計画は、福井県の環境基本計画の見直しが原則5年ごとに行われていることを踏まえて、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までがその期間となっていました。今回の南越前町環境基本計画の改定は、前計画の進行状況を点検するとともに、このような社会情勢を踏まえて改定するものです。

【南越前町環境基本計画の経緯】

- ・平成22（2010）年3月 南越前町環境基本計画策定
（計画期間：平成22（2010）～29（2017）年度（8年間））
- ・平成30（2018）年3月 計画改訂
（計画期間：平成30（2018）～平成34（2022）年度（5年間））
- ・令和2（2020）年3月 一部改訂
（計画期間：平成30（2018）～令和4（2022）年度（5年間））

(2) 環境に関連する国内外の動向

1) 脱炭素*社会の構築

脱炭素とは、二酸化炭素などの温室効果ガス*の排出量を実質ゼロにすることです。脱炭素を実現した社会を「脱炭素社会」と言います。このまま地球温暖化が進行することで、人々の健康被害、異常気象による災害の多発、生態系への悪影響、インフラ機能の停止などが懸念されています。

平成 27 (2015) 年にパリで開催された COP21 (第 21 回気候変動枠組条約締約国会議) では、「パリ協定*」が合意されました。この協定では、世界の平均気温を産業革命以前に比べて 2℃ 低く保つことが目標として示され、平成 28 (2016) 年に採択されました。米国等の加盟国には、二酸化炭素排出量における削減目標の設定や実施状況の提出が求められています。

一方、わが国における温室効果ガスの排出は、「令和 12 (2030) 年には平成 25 (2013) 年度比でマイナス 46%」を目標として掲げました。令和 2 (2020) 年に、日本政府は、令和 32 (2050) 年までに脱炭素社会を目指すことを国際的に宣言しています。これを実現するためには、国、自治体、企業、団体、消費者等が主体となり、新しい暮らしを後押しすることが必要とされています。

2) 生物多様性の保全

生物多様性とは、様々な生きものが異なる環境で自分たちの生きる場所を見つけ、互いに違いを活かしながらつながりを保ち調和していることをいいます。この生物多様性は、安定した気候、飲料水や食料の供給など、私たちの生活に大きな恩恵をもたらしています。しかし、現在は、恐竜絶滅の速度をはるかに超えると言われる生物多様性の消失に直面しています。

平成 22 (2010) 年開催の生物多様性条約 COP10 では、人類が自然と共生する世界を令和 2 (2020) 年までに実現することを目指した「愛知目標」が採択されました。しかし、その目標達成は遠く、今までどおりのシナリオでは生物多様性損失は増大する危機感から、令和 3 (2021) 年 6 月開催の G7 サミットでは「2030 年自然協約」が合意され、30 by 30 目標への取組推進が約束されました。

一方、わが国では、令和 4 (2022) 年 12 月に開催された COP15 で合意された「昆明 (こんめい) ・モントリオール生物多様性枠組」をもとに、令和 12 (2030) 年までに自然環境を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ (自然再興)」を掲げ、その実現のための戦略として令和 5 (2023) 年 3 月に「生物多様性国家戦略* 2023-2030」が閣議決定されています。

3) 循環型社会の形成

循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことを言います。これは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念として提示されました。

世界的には、資源・エネルギーや食糧需要の増大、プラスチックをはじめとした廃棄物の増加が深刻化しています。平成27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{*}」の中で掲げられた持続可能な開発目標（SDGs^{*}）においても、「持続可能な生産消費形態を確保する。」というゴールが設定されており、循環型社会への転換は世界共通の目標となっています。

一方、わが国では、廃棄物・リサイクル^{*}問題の解決のため、平成12（2000）年に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした各種リサイクル法が制定され、3R（リデュース・減量、リユース・再利用、リサイクル・資源化）が推進されています。また、国際的に関心が高まっているプラスチックごみについても、令和4（2022）年に、削減とリサイクルを促進する「プラスチック資源循環促進法」が施行されるなど、循環型社会に向けた取組を進めています。

4) 環境 - 経済の視点

近年、環境と経済を対立する概念として捉えるのではなく、環境が社会経済活動の基盤であることを念頭に、環境負荷の低減と経済の好循環の両立を目指していく動きが活発化しています。特に、脱炭素社会を目指す取組を通じて経済社会システム全体を変革する、GX（グリーントランスフォーメーション）^{*}実現に向けた動きが加速しています。

令和5（2023）年4月に開催された、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合においても、地球環境の悪化は経済・社会にも大きな影響を与える問題であるとして、持続可能な経済成長とエネルギー安全保障を確保することが確認されました。具体的には、GXの世界的な推進のほか、温室効果ガスの排出が正味ゼロとするネットゼロ^{*}、資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続ける循環経済、自然資本を守りながら社会経済に活かす、ネイチャーポジティブ経済の総合的な実現に向けた協働などの重要性が共有されました。

わが国でも、令和5（2023）年2月に「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。徹底した省エネルギー^{*}の推進や再生可能エネルギー^{*}の主力電源化などにより、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー^{*}中心へ転換していくことで、2050年カーボンニュートラルと産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくこととしています。

1.2 計画の位置づけと関連計画

本計画書は「南越前町環境基本条例」第13条に基づいて定めるものであり、国や県の関連する法令や例規、計画と連携するとともに、「南越前町総合計画¹⁾」（以下「総合計画」という。）を環境面から補完する計画として位置づけ、本町における環境政策の基本とするものです。

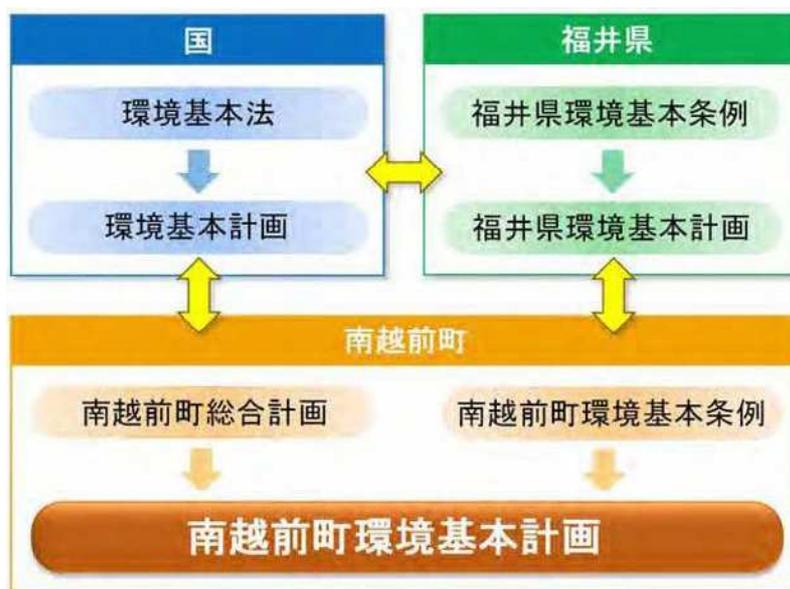


図 南越前町環境基本計画の位置づけ

¹⁾ 南越前町総合計画：計画の理念『海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町』の実現に向け、行政と町民が一体となって新しいまちづくりに取り組んでいくために、6つの目標を掲げて、分野ごとに施策や事業を展開している。

※環境関連項目：『安全安心して暮らせるまちづくり（安全な環境づくり、上下水道の整備、自然環境との共生）』『人と文化を育むまちづくり（豊かな人間性を育む教育の充実と環境の整備、歴史文化の継承と芸術文化の振興）』『住民主体のまちづくり（住民と行政の協働によるまちづくり）』

1.3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。ただし、総合計画の改定時や、今後の環境に関する課題や社会情勢の変化等に適切に対応するため、5年経過時点等で適宜見直すこととします。

● SDGs と第 2 次南越前町環境基本計画 ●

SDGs とは持続可能な開発目標のことで、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標です。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて 197 の全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12（2030）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

17 のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消など全ての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGs は、社会、経済、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールを、総合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

本計画では、本町が目指す環境像の実現に向けた環境施策を推進する際、SDGs との関連性を明確にします。また、地域住民をはじめ、地縁組織、地域活動団体、企業や行政などの多様な主体との連携により、脱炭素社会、生物多様性保全、循環型社会など持続可能な社会への移行を目指します。



SDGs "wedding cake" illustration presented by Johan Rockström and Pavan Sukhdev

SDGs のウェディングケーキ図

引用：環境省 Website

1.4 環境指標

(1) 南越前町の環境に関わる状況

1) 位置・地形

本町は、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、北は越前市、越前町と池田町、東及び南は岐阜県・滋賀県、西は敦賀市と日本海に接する山・海・里の地形の変化に富んだ自然豊かな町です。町土面積は、福井県全体の8.2%に当たる343.69㎢を有します。

地形は極めて急峻で、総面積の約92%が山林で占めています。また、海岸部は標高差200～300m、平均斜度35度の甲楽城断層と呼ばれる断層海岸が南北に連なります。この急峻な海岸の特異な景観は越前加賀海岸国定公園に含まれ、そこに咲く越前水仙の花々が広がる景観は、「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定されました。そのほか、田倉川や鹿蒜川などが合流した日野川が町の中央を南北に流れ、その川沿いに広がる田園風景は人と自然が織りなす豊かな景観を呈しています。

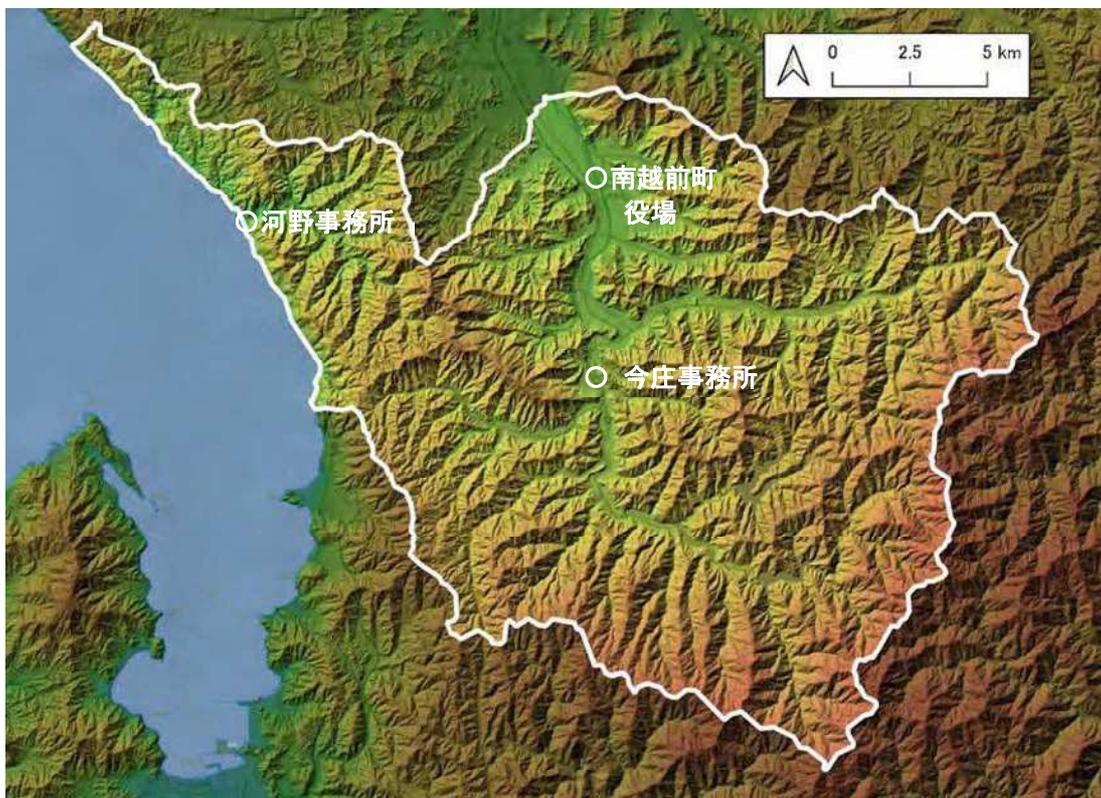


図 南越前町の地形

2) 温室効果ガス (CO₂) の排出量

町全体で排出している温室効果ガス (CO₂) は、平成 19 (2007) 年度より徐々に減少しつつあり、統計のある令和 2 (2020) 年度で 62, 000t-CO₂ となっています。ここで、分野別に排出の割合をみると、最も多いのは運輸部門で 33%、次いで産業部門で 29%、そして家庭部門が 25%と続きます。なお、本町では、県内の他市町の割合に対して家庭部門の割合が高い傾向にあります。

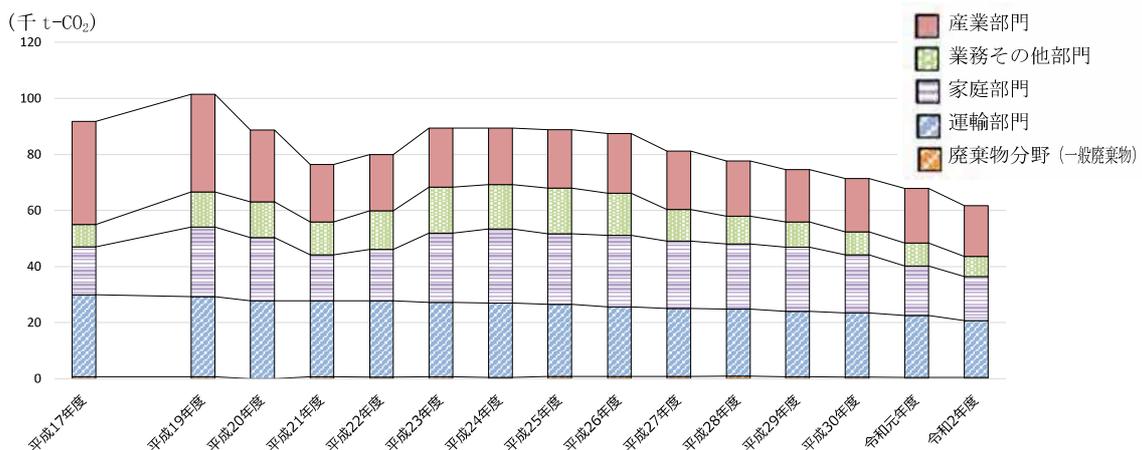


図 町の部門・分野別の温室効果ガス (CO₂) 排出量の推移

引用：「自治体排出量カルテ」(環境省 Website)

3) 再生可能エネルギーの導入容量

町全体で導入されている再生可能エネルギー (電力) は、平成 26 (2014) 年度以降増加しており、統計のある令和 3 (2021) 年度で 1,333 kW となっています。発電の種類ごとにみると、水力発電が大半を占めており、次いで、太陽光発電となっています。また、比較的規模の小さな太陽光発電 (10 kW 未満) の設備も近年増えてきており、令和 3 年度で 70 件 (FIT 制度で認定された設備数 (累積値)) を超えています。

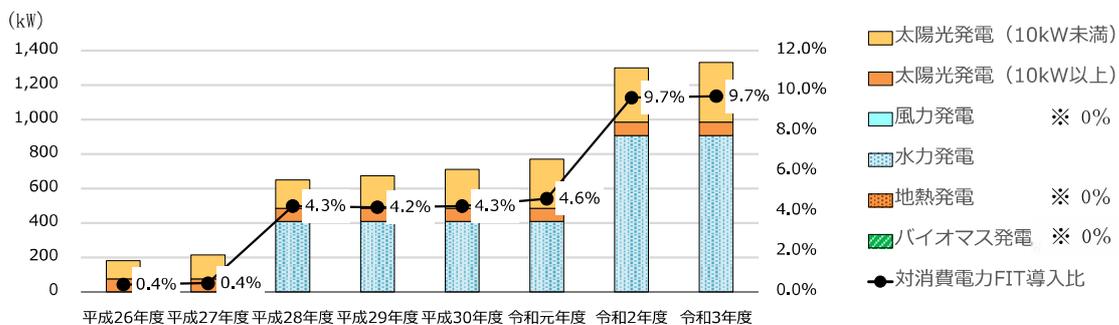


図 町の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

引用：「自治体排出量カルテ」(環境省 Website)

4) ごみの排出量

本町の家庭系ごみ収集量は、令和元（2019）年度以降約 2,400t /年で微増傾向にあります。家庭系ごみ排出量原単位をみても、年々増加する傾向にあります。家庭系ごみ収集量で最も多いのは燃やせるごみで全体の 7～8 割を占めており、その他の燃やせないごみ、粗大ごみ、資源化ごみは、年ごとにやや変動が大きい傾向があります。

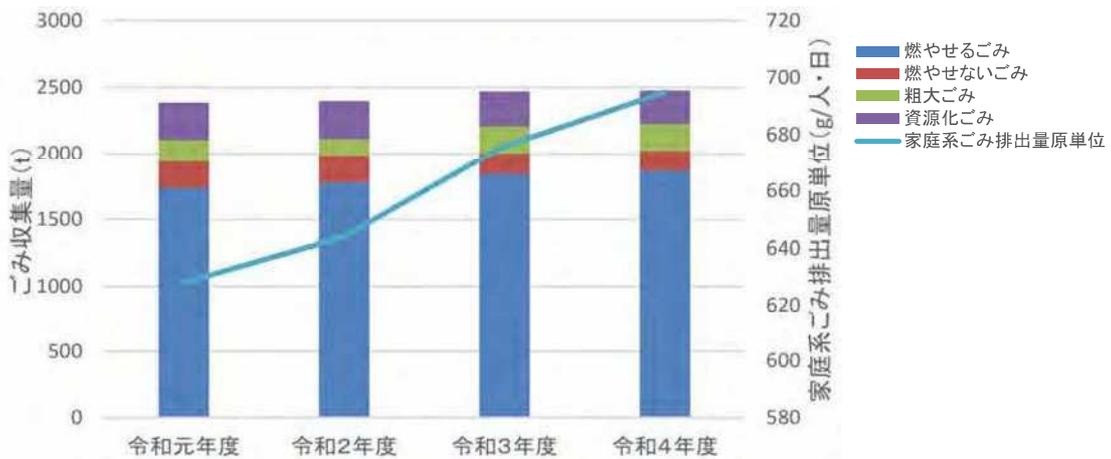


図 町の家庭系ごみ収集量の推移

データ：エコクリーンセンター南越でのごみ搬入記録

(令和4年8月の南越前町大雨災害に関わる災害ごみは含まない。)

5) 町の自然環境

本町の森林資源の総面積は、総面積 34,369ha のうち約 92% を占めており、森林整備については「南越前町森林整備計画変更計画書」（令和 5（2023）年 3 月、計画期間：令和 13（2031）年 3 月末）に基づき、自然の力を利用して森を形成する天然更新を含む造林や保育間伐等が行われています。また、町内の広範囲の山林は森林法に基づき国、県の保安林に指定されており、重視すべき機能に応じた適正な森林施業により健全な森林資源の維持造成を図るものとされています。

奥深い山々においては、ブナ林に代表される自然性の高い広葉樹林も広く分布します。このような生物多様性豊かな山林には、希少な動植物を含む多様な動植物の生息・生育があります。その中でもイヌワシやクマタカに代表されるように、生物多様性の豊かさの指標となる鳥類や、地球で唯一のヤシャゲンゴロウの生息があります。

本町の自然は豊かである一方で、野生動物により農林業や生活環境の被害も発生しています。町内ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生動物による農林業被害、生活環境被害が顕著となってきており、野生動物の適切な保護管理が求められています。

※イヌワシ、クマタカ、ヤシャゲンゴロウは、国のレッドリストで絶滅危惧 IB 類にリストされています。また、イヌワシ、クマタカ、ヤシャゲンゴロウは、種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されており、その種及び生息地は厳格に保護されるべきとされています。

6) 町の伝統文化

本町には杣山の山頂（492m）付近に築かれていた天然の要塞「杣山城跡」をはじめ、北陸の宿場町であった面影を残す「京藤甚五郎家」など、歴史、文化的に価値のあるものが多くあります。約 100 年前に人の手によって積み上げられた巨大な歴史的砂防堰堤である「アカタン砂防堰堤群」は、自然学習の場ともなっています。令和 3（2021）年度には、江戸時代の参勤交代で栄えた「今庄宿」が、国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）に指定されました。

これらの貴重な地域資源を守り、活用するためには、資源を取り巻く環境保全活動を同時に進めることが最も重要であり、環境保全と観光施策を一体的に取り組み、活かしていくことが求められています。



今庄宿
（重要伝統的建造物群保存地区）

(2) 前・南越前町環境基本計画の環境指標振り返り

前・南越前町環境基本計画では、「町民の手で守り育てる山・海・里」を基本目標に4つの基本方針を掲げ、各種施策を講じてまいりました。環境指標項目全般では横ばいで推移しているものの、ごみの排出量は目標を下回る状況となっています。

表 前計画（令和2（2020）年3月改定）における環境指標（数値目標）の達成状況

指標項目	目標値	実績		達成状況	備考
	令和4 (2022)年度	平成28 (2016)年度	令和4 (2022)年度		
1. いきいきと暮せる住みよいまち（生活環境）					
海の水質（越前加賀海岸地先） ※環境基準の値（A,B,Cの3類型）	類型A	類型A	類型A	⇒	
河川の水質（日野川） ※環境基準の値（AA,A,B,C,D,Eの6類型）	類型A	類型A	類型A	⇒	
レジ袋有料化取組店舗数 (法令に基づく環境配慮品使用を含む)	11店舗	6店舗	全店舗	↗	法改正に伴い全小売店舗が対象となった
1日一人当たりのごみ排出量	552.5g (H32)	596g	695g	↘	コロナ禍による巣ごもり需要による高まり
古紙類のリサイクル	350,000kg	321,010kg	179,170kg	↘	コロナ禍のため集落での収集が停滞
ごみ処理経費 (町民1人当たり)	15,960円	16,801円	16,455円	⇒	
不法投棄看板設置数	120か所 (H31)	85か所	125か所	↗	集落の協力により設置数が向上
不法投棄監視パトロール回数	8回 (H31)	5回	6回	⇒	
2. 豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）					
希少野生動植物の数	261種	261種	261種	⇒	
観光客入込数	774,000人 (H31)	591,517人	1,788,086人	↗	道の駅南えちぜん山海里開駅による観光客増
3. 地球にやさしい行動に取り組めるまち（地球環境）					
町公共施設の温室効果ガス総排出量	10,356t-CO ₂	10,000t-CO ₂	7,000t-CO ₂ (R02)	↗	省エネの取組拡大による排出量の減少
4. 未来の環境に向けて行動できるまち（環境教育）					
清掃ボランティア団体数	20団体 (H31)	15団体	17団体	⇒	
町主催環境イベントの参加人数	100人	59人	0人	-	R4催事未開催（新型コロナウイルス感染症拡大による）

[達成状況欄矢印について]

⇒ 目標を達成し概ね横ばい ↗ 目標を大きく達成 ↘ 目標は未達成

令和5年3月末現在

第2章 南越前町が目指す環境像

2.1 基本理念

(1) 将来のまちの姿

本計画は、総合計画で掲げる「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現に向けた施策・事業を環境面から推進する役割を担っています。そこで、本計画が目指すまちづくりの基本目標は、総合計画と同一のものとします。

(町の将来像)

海と緑と歴史の恵みに抱かれて、
出会いから活力の花ひらく町

(基本目標)

安全安心して暮らせるまちづくり

「第2次南越前町総合計画 後期基本計画」(令和2(2020)年3月)より

(2) 基本理念

本計画は、南越前町環境基本条例の基本理念を念頭に、総合計画の基本構想が目指す将来のまちの姿の実現を推進します。

(基本理念)

- 全ての町民が美しい環境の中で健康で文化的な生活を実現し、その良好で快適な環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していく。
- 環境への負荷の少ない健全で持続的発展ができるような社会を構築する。
- 地球環境の保全是、町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、全ての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進する。

「南越前町環境基本条例」(平成17年 南越前町条例第198号)第3条より一部編集

2.2 目指す環境像

本町の環境の特徴は、町の総面積の約92%が広大な山林によって占められています。この山林は標高1,000mを超える高標高地まで至り、その山々は隣接する市町も含めて豊かな水資源をもたらしています。里には田園風景が広がり豊かな農作物をもたらし、里を流れる川はやがて広い日本海へとつながります。

本町は、まさに豊かな自然に支えられ、そこから私たちは豊かで快適な生活を享受しています。本町の環境政策は、平成22(2010)年に策定した第1次環境基本計画で掲げた目指す環境像を念頭に、環境活動に取り組んでまいりました。この環境像は、本町において未だ色あせることなく、むしろこの環境像を達成すべく、第2次環境基本計画ではこの環境像を継承し、みんなで環境活動に取り組んでまいりたいと考えます。

(目指す環境像)

町民の手で 守り育てる 山・海・里



2.3 基本目標

本町で目指す環境に関わる理念と目標像を実現するため、本計画では、脱炭素、生物多様性、生活環境、循環型社会、パートナーシップといったテーマに対して、次の5つの方針を掲げ、具体的な施策を展開してまいります。

【方針1】 地球規模での生活基盤の保全 [目指すまちの姿] 脱炭素社会を実現するまち	●主な施策 <ul style="list-style-type: none">・脱炭素社会実現への普及・啓発・再生可能エネルギー導入と地産・地消・省エネルギー推進・転換・新たな環境まちづくりの推進・参加・地球温暖化（沸騰化）に伴う災害への備え推進
【方針2】 豊かな自然の未来への継承 [目指すまちの姿] 生物多様性を育むまち	●主な施策 <ul style="list-style-type: none">・国際的な保全活動への参加・生物多様性保全の推進と普及啓発・野生動物の適切な保護・管理・生物多様性の恩恵の最大化と継承・生物多様性を活用したまちづくり
【方針3】 安全安心な暮らしの確保 [目指すまちの姿] 生活環境を守るまち	●主な施策 <ul style="list-style-type: none">・環境の監視と是正指導・事業活動での環境汚染防止・快適な環境まちづくりの推進
【方針4】 地球の資源を大切に活用 [目指すまちの姿] 循環型社会を実現するまち	●主な施策 <ul style="list-style-type: none">・食品ロスの削減の推進・ごみの減量・再利用の推進・漂着ごみや不法投棄防止の対策推進・ごみの効率的な処理
【方針5】 みんなで共に学び活動 [目指すまちの姿] パートナーシップで取り組むまち	●主な施策 <ul style="list-style-type: none">・連携のきっかけづくり・参加・普及啓発の促進・情報発信

2.4 施策の体系

基本理念から具体的な施策の展開は、次のように体系づけられます。具体的な施策については次章以降に記載します。

● 第2次南越前町総合計画 後期基本計画

(町の将来像)

海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町

(基本目標)

安全安心して暮らせるまちづくり

● 第2次南越前町環境基本計画

(目指す環境像)

町民の手で 守り育てる 山・海・里

<p>【方針1】 地球規模での生活基盤の保全 [目指すまちの姿] 脱炭素社会を実現するまち</p>	<p>●主な施策 ・脱炭素社会実現への普及・啓発 ・再生可能エネルギー導入と地産・地消 ・省エネルギー推進・転換 ・新たな環境まちづくりの推進・参加 ・地球温暖化(沸騰化)に伴う災害への備え推進</p>	<p>重点プロジェクト1 町民みんなで実現する脱炭素社会 ・脱炭素実現具体化の検討 ・再エネ普及と地産地消 ・みんなで“ちょっとずつ脱炭素”</p>
<p>【方針2】 豊かな自然の未来への継承 [目指すまちの姿] 生物多様性を育むまち</p>	<p>●主な施策 ・国際的な保全活動への参加 ・生物多様性保全の推進と普及啓発 ・野生動物の適切な保護・管理 ・生物多様性の恩恵の最大化と継承 ・生物多様性を活用したまちづくり</p>	<p>重点プロジェクト2 豊かな生態系を活かした防災・減災 ・生態系と防災・減災の研究 ・グリーンインフラの普及 ・自然共生サイトの登録</p>
<p>【方針3】 安全安心な暮らしの確保 [目指すまちの姿] 生活環境を守るまち</p>	<p>●主な施策 ・環境の監視と是正指導 ・事業活動での環境汚染防止 ・快適な環境まちづくりの推進</p>	
<p>【方針4】 地球の資源を大切に活用 [目指すまちの姿] 循環型社会を実現するまち</p>	<p>●主な施策 ・食品ロスの削減の推進 ・ごみの減量・再利用の推進 ・漂着ごみや不法投棄防止の対策推進 ・ごみの効率的な処理</p>	<p>重点プロジェクト3 町民みんなで作る循環型社会 ・クリーンアップの実施 ・食べ残しゼロ運動の展開</p>
<p>【方針5】 みんなで共に学び活動 [目指すまちの姿] パートナーシップで取り組むまち</p>	<p>●主な施策 ・連携のきっかけづくり・参加 ・普及啓発の促進・情報発信</p>	<p>〔本町として特に重要な環境施策と考える3項目について、重点プロジェクトとして位置づけ取り組みます。〕</p>

第2次南越前町環境基本計画と世界的な目標（SDGs）との関係性

基本方針	世界的な目標（SDGs）との連携	
<p>【方針1】 地球規模での生活基盤の保全</p> <p>+</p> <p>重点プロジェクト1 町民みんなで実現する脱炭素社会</p>		<p>目標3：全ての人に健康と福祉を 安定した気候は、健康と福祉の保障に貢献します。</p>
		<p>目標7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに 再生可能エネルギーでクリーンエネルギーに貢献します。</p>
		<p>目標11：住み続けられるまちづくりを 安定した気候の確保により居住環境の保全に貢献します。</p>
		<p>目標13：気候変動に具体的な対策を 脱炭素の取組により、気候変動の緩和に貢献します。</p>
<p>【方針2】 豊かな自然の未来への継承</p> <p>+</p> <p>重点プロジェクト2 豊かな生態系を活かした防災・減災</p>		<p>目標3：全ての人に健康と福祉を 生態系からの恵みは、健康と福祉の保障に貢献します。</p>
		<p>目標11：住み続けられるまちづくりを 安定した生態系の存在は、居住環境の保全に貢献します。</p>
		<p>目標13：気候変動に具体的な対策を 自然環境の持続は、気候変動の緩和に貢献します。</p>
		<p>目標14：海の豊かさを守ろう 生物多様性保全の取組は、海の豊かさの保全に貢献します。</p>
		<p>目標15：陸の豊かさを守ろう 生物多様性保全の取組は、陸の豊かさの保全に貢献します。</p>
<p>【方針3】 安全安心な暮らしの確保</p>		<p>目標3：全ての人に健康と福祉を きれいな大気や水質は、健康と福祉の保障に貢献します。</p>
		<p>目標6：安全な水とトイレを世界中に 安全・安心な水質の維持は、衛生環境の保障に貢献します。</p>
		<p>目標11：住み続けられるまちづくりを 安定した生活環境の維持は、居住環境の保全に貢献します。</p>
<p>【方針4】 地球の資源を大切に活用</p> <p>+</p> <p>重点プロジェクト3 町民みんなで作る、循環型社会</p>		<p>目標2：飢餓をゼロに フードロス*対策は、地域・世界的な飢餓の排除に貢献します。</p>
		<p>目標3：全ての人に健康と福祉を ごみの衛生的な処理は、健康と福祉の安定を保障します。</p>
		<p>目標6：安全な水とトイレを世界中に ごみの適切な処理は、衛生環境の保障に貢献します。</p>
		<p>目標14：海の豊かさを守ろう 汚水の発生抑制は、海の豊かさの保全に貢献します。</p>
<p>【方針5】 みんなで共に学び活動</p>		<p>目標3：全ての人に健康と福祉を 相互協力は、健康と福祉の確保につながります。</p>
		<p>目標4：質の高い教育をみんなに 学び合いは、地域全体の教育向上に貢献します。</p>
		<p>目標11：住み続けられるまちづくりを お互い協力し合う関係性は、居住環境の保全に貢献します。</p>
		<p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう お互いの協力と認め合うことは、目標達成に貢献します。</p>

第3章 基本施策

基本方針 1. 地球規模で生活基盤の保全



目指すまちの姿

脱炭素社会を実現するまち

近年、地球温暖化はますます深刻化してきています。地球温暖化が要因と考えられる異常気象は、時に豪雨災害等で生活基盤を揺るがすこともあります。地球温暖化を軽減するため、脱炭素社会の実現は、行政、事業者、町民それぞれが連携した待ったなしの取組が必要です。



あらゆる場面で導入できる
太陽光発電設備

【基本施策】

◆ 町が取り組むこと

- ① 脱炭素社会実現に向けた普及・啓発の推進
 - 国が推進する脱炭素等の国民運動に賛同し、町内で推進します。
- ② 再生可能エネルギーの導入とエネルギーの地産地消の推進
 - 町内の公共施設等に、太陽光発電設備や蓄電池設備の導入を検討し、順次導入してまいります。
 - 再生可能エネルギー等の電力の購入・活用を推進するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。
 - 事業所等への太陽光発電設備の導入に関する支援、情報発信を行います。
- ③ 省エネルギーの推進
 - 事業者への省エネ化推進や環境関連事業のための設備導入に向けた支援、情報を収集・整理して発信します。
 - 町民には省エネ家電や高効率設備、省エネ行動に関する情報を収集・整理して発信します。
 - 教育施設や観光施設をはじめ、町内公共施設等への LED 照明等を導入します。
- ④ 新たな環境まちづくりの推進
 - 脱炭素社会に貢献するスマートコミュニティ*の形成に向けた取組を検討します。

- 公共施設等において新築時には ZEB*化を検討し、改築時には省エネ性能を向上させます。
 - 町民の住宅購入・改築にあたっては ZEH*を推進し、既存住宅においても省エネ化（断熱性向上等）が進むよう情報発信や啓発活動を行います。
 - 公用車へ環境配慮車両（EV*等）の導入を進め、EV 充電スタンド等の整備、支援、情報発信を行います。
 - 町の調達では消耗品等のグリーン購入*を推進し、また、資材選定における環境の配慮に努めます。
 - 徒歩や自転車利用を呼びかけ、公共交通機関の利便性向上・利用促進を図ります。
 - スギ・ヒノキ等の人工林における間伐等の森林の適切な維持管理を推進し、植樹を支援します。
- ⑤ 地球温暖化（沸騰化）に伴う災害への備えの推進
- 熱中症の予防・対処法に関する情報を積極的に収集・発信します。
 - ハザードマップ等を積極的に発信し、防災訓練や避難計画作成等により防災意識の醸成に努めます。

◆ 町民・事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ① 脱炭素社会実現への参加
- 国が推進する脱炭素等の国民運動に賛同し、協力をお願いします。
- ② 再生可能エネルギーの導入とエネルギーの地産地消
- 工場や業務ビルにおいては、太陽光発電システムや蓄電池の導入を検討をお願いします。
 - 再生可能エネルギーなど環境負荷の少ない電気の購入検討をお願いします。
- ③ 省エネルギーへの転換
- 省エネ診断等を活用し、高効率型や省エネ型など環境負荷の少ない製品や設備への買い替えを進めましょう。
- ④ 新たな環境まちづくりへの参加
- 新築、改築時には、省エネ設計や ZEB・ZEH の検討をお願いします。
 - 環境配慮車両（EV 等）の導入検討をお願いします。
 - 徒歩、自転車、公共交通機関等、自動車以外の通勤・通学等移動手段を利用しましょう。
 - グリーンカーテン、打ち水など、身近で比較的容易なことから取り組みましょう。
 - 森林の役割について知識と理解を深め、活動等に参加しましょう。
 - 新築、改築時には、県産材利用の検討をお願いします。
- ⑤ 地球温暖化（沸騰化）に伴う災害への備えの推進
- 家庭や職場でハザードマップを確認し、台風・集中豪雨等災害に備えましょう。

§ 令和 15 (2033) 年度までの目標

指標	現状	目標
町の温室効果ガス総排出量	89,000 t-CO ₂ ¹⁾	40,000 t-CO ₂ ²⁾

データ：「自治体排出量カルテ」（環境省 Website）

¹⁾ 平成 25 (2013) 年度の値（政府の目標設定にあわせた基準値）

²⁾ 令和 12 (2030) 年に平成 25 (2013) 年度比で 46%削減とする政府目標にあわせて設定

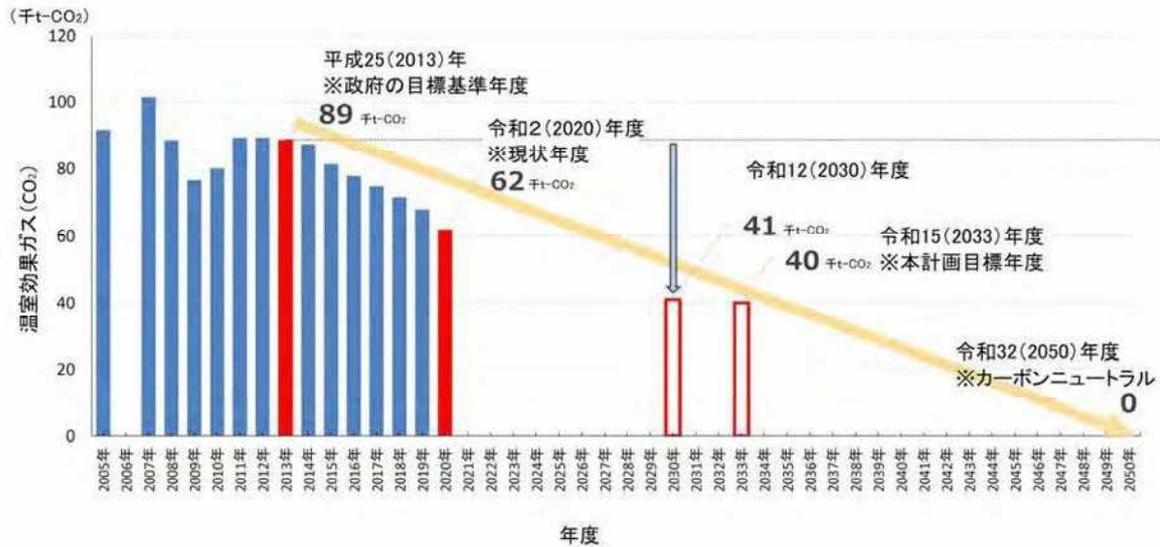


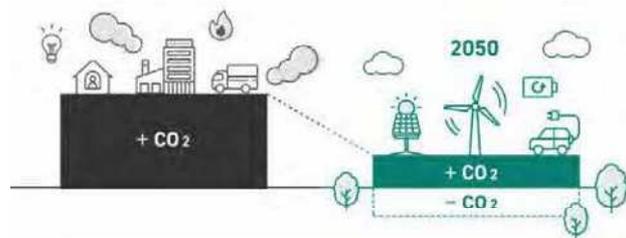
図 温室効果ガス (CO₂) の目標設定の考え方

● カーボンニュートラルとは ●

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることです。「排出を全体としてゼロにする。」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。

平成 27 (2015) 年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて 2℃以下に保ち、1.5℃に抑える努力をすること。」などが合意されました。気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスを世界全体で実質ゼロにする必要があるとされます。この実現に向けて 120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。

わが国でも政府が令和 2 (2020) 年 10 月に、令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラル実現を目指すとしており、カーボンニュートラルへの動きが加速しています。



カーボンニュートラルの考え方

引用：環境省 Website

● 脱炭素を推進する国民運動（デコ活） ●

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現には、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を要するとされます。

国は脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動をデコ活と名付け、国・自治体・企業・団体等と共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しとしています。

※「デコ活」は、脱炭素（Decarbonization）とエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた造語です。



脱炭素につながる新しい豊かな暮らしのイメージ

引用：環境省 Website

令和4年8月の南越前町大雨災害について

南越前町大雨災害は、令和4（2022）年8月5日に発生した「線状降水帯」と呼ばれる集中豪雨により鹿蒜川、河野川、日野川水系で大規模な水害をもたらしたものです。8月3日17時から5日11時までの総降水量は426.5ミリに達し、多くの中小河川で増水し一部河川では氾濫しました。これにより、家屋、農地、道路、上下水道施設等の生活インフラに大きな爪痕を残しました。

線状降水帯は、次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過又は停滞することで発生する線状に伸びた強い降水をとこなう雨域を指します。

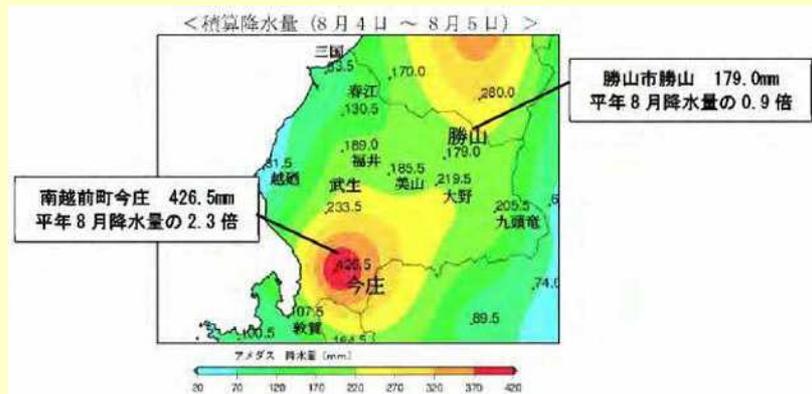
こうした極端な降水は地球温暖化の進行がもたらしているとも言われています。脱炭素の推進は、私たちの安全な生活を守るためにも重要です。



豪雨当時の南今庄踏切



豪雨当時の鹿蒜川



豪雨当時の降水分布

引用：福井県安全環境部資料

基本方針2. 豊かな自然の未来への継承



目指すまちの姿

生物多様性を育むまち

本町は、高標高の山岳地から日本海に至るまで豊かな自然環境に恵まれています。深い森にはイヌワシやクマタカといった生態系の頂点に立つ稀少猛禽類が棲み、夜叉ヶ池には地球で唯一のヤシャゲンゴロウが生息します。豊かな生物多様性は私たちに豊かな生活をもたらすものであり、大切に守り育てることが必要です。



希少な動植物を育む夜叉ヶ池と
周辺のブナ林

【基本施策】

◆ 町が取り組むこと

- ① 国際的な保全活動への参加推進
 - 国土の陸・海での生態系保全に係る国際目標「30 by 30」の達成に向けて国が進める、「自然共生サイト」への登録を推進します。
- ② 生物多様性保全の推進と普及啓発
 - 「奥野宏による夜叉ヶ池・ヤシャゲンゴロウ資料展示室」の運営をはじめ、希少野生動植物種の保全に係る普及啓発を専門家や各種団体と連携して推進します。
 - 生態系や農林水産業に悪影響を及ぼす外来種等の情報を収集するとともに、侵入の未然防止・分布拡大抑制に係る普及啓発を行います。
 - 開発に伴い必要と考えられる生態系保全等について、国・県等の行政機関や専門家と連携し、事業者へ指導します。
 - スギ、ヒノキ等の人工林においては、適切な除間伐の実施など森林の維持管理を支援してまいります。（再掲）
 - 身近な場所でのビオトープづくりなど、多様な生きものの生息場所となる場づくりについて、町民・事業者へ呼びかけます。
- ③ 野生動物の適切な保護・管理の推進
 - 県が指定する鳥獣保護区の適切な管理に努めます。
 - 農作物被害や生活環境被害を及ぼす有害鳥獣に対して、侵入防止柵の設置支援や有害鳥獣捕獲・個体数調整捕獲等、野生動物の適切な保護・管理を推進します。
- ④ 生物多様性からの恩恵（生態系サービス*）の最大化と継承
 - 農地の重要性について、町民・子どもたちへ学習機会の創出と意識啓発に努めます。
 - 多様な生態系からの恵みとして得た町内産物について、地元での購入や利用促進など、地産地消を推進します。

- 地元の木材の活用、林産物の開発や生産支援を行うとともに、地元の農林水産物や資源のブランド化に努めます。
 - 持続可能な漁業の普及促進に努めます。
 - 地域の自然資源を活用した観光やエコツーリズム*、体験プログラム構築等を推進します。
 - 自然歩道、サイクリングロード等、自然とふれあう場の整備や維持管理を進めます。
- ⑤ 生物多様性を活用したまちづくり
- 既存の公園の管理運営と、防災公園としての機能充実・強化に努めます。
 - 河川、海岸の清掃・維持管理や、環境保全活動に町内事業者・町民と連携して取り組みます。

◆ 町民・事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

- ① 国際的な保全活動への参加
- 国土の陸・海での生態系保全に係る国際目標「30 by 30」の達成に向けて国が進める、「自然共生サイト」への登録に参加をお願いします。
- ② 生物多様性の保全
- ペットは大切に終生飼育（動物がその命を終えるまで適切に飼養）し、動物・植物とも外来種を野外に放逐しないよう適切な管理をお願いします。
 - 開発行為においては、法令に基づく環境影響評価の適切な実施をお願いします。また、法令要件に満たない場合にも、自然性の高い場所では自主的に実施をお願いします。
 - あらゆる事業活動において、地域の自然環境と生物多様性保全に配慮をお願いします。
 - 保有する山林・農地では、適切な管理、有効活用をお願いします。遊休地となる場合は農地の貸出等に協力をお願いします。
- ③ 野生動物の適切な保護・管理の推進
- 集落や農地が野生動物の餌場にならないよう、収穫の予定のない果樹は積極的に伐採するか、他の適切な管理方法を検討しましょう。
 - 有害鳥獣の侵入防止柵の設置や、野生動物を寄せつけない集落づくりに積極的に参加しましょう。
 - 野生動物の適切な管理のための個体数調整捕獲、有害鳥獣捕獲等への理解・協力をお願いします。
- ④ 生物多様性からの恩恵（生態系サービス）の活用推進
- 地元農林水産物の積極的な購入・活用・販売など、地産地消に取り組みましょう。
 - 環境調和型農業の実践に努めましょう。
- ⑤ 生物多様性を活用したまちづくり
- 環境に配慮された商品の開発や購入に取り組みましょう。
 - 自然環境保全活動の情報を積極的に発信したり、参加・協力しましょう。

§ 令和 15 (2033) 年度までの目標

指 標	現 状	目 標
ヤシャゲンゴロウの児童・生徒学習会	1 回/年 ¹⁾	2 回/年 ²⁾

データ：「奥野宏による夜叉ヶ池・ヤシャゲンゴロウ資料展示室」での対応実績

¹⁾ 令和 4 (2022) 年度実績値

²⁾ 現状から 2 割の増加目標

● 30 by 30 とは？ ●

30 by 30 (サーティ・バイ・サーティ) とは、令和 12 (2030) 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。私たちの社会全体を支える生態系サービスは劣化傾向にあり、地球規模で生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」に向けた行動が急務となっています。

令和 3 (2021) 年 6 月に開催された G7 サミットでは、世界目標の決定に先駆けて 30by30 を進めることが合意されました。また、令和 4 (2022) 年 12 月に国連の生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15) で採択された国際目標「ポスト 2020 枠組み」、令和 5 (2023) 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」にも、この 30 by 30 目標が組み込まれています。

そして、この目標達成のために、わが国では主に「OECM (オーイーシーエム) の設定と管理」が推進されることとなりました。

OECM とは、保護地域以外で生物多様性の保全に貢献する地域のことです。民間等の取組により、生物多様性保全に貢献している区域を「自然共生サイト」に認定し、OECM として国際的なデータベースに登録することとしています。



OECM のイメージ

引用: 環境省 Website

“ヤシャゲンゴロウ” について

ヤシャゲンゴロウは、地球上で唯一、夜叉ヶ池(標高 1,099m) のみに生息するゲンゴロウの仲間です。かつては中部地方以北に分布するメススジゲンゴロウと同種とされていましたが、翅^{はね}の特徴から昭和 60 年に独立した種として名付けられました。

ヤシャゲンゴロウは、環境省によるレッドリストの絶滅危惧 IB に掲示されています。さらに、種の保存法で国内希少野生動植物種に指定されて捕獲は禁止されるなど厳格に保護されています。

町では、この希少なヤシャゲンゴロウの保護増殖に注力された奥野宏氏(故人)の研究成果などを昭和会館で展示しています。



ヤシャゲンゴロウ
(*Acilius kishii* Nakane)

※許可を得て夜叉ヶ池で撮影

基本方針3. 安全安心な暮らしの確保



目指すまちの姿

生活環境を守るまち

きれいな空気、清らかな水、静穏などの快適な生活環境は、町民にとって当然享受すべきものです。様々な事業活動における公害の防止による生活基盤の安定化、そして適切な廃棄物処理による環境衛生の向上は、人々の健康や生活環境を守り、持続的に生活するために必要なことです。



清らかな水が流れる日野川

【基本施策】

◆ 町が取り組むこと

① 環境の監視と是正指導

- 県と連携し、大気、水質、土壌等をモニタリングし、その結果を公開します。
- 大気や河川水における有害化学物質を適宜監視します。
- 事業者に対しては、環境法令に基づく各種基準や制度を周知するとともに、環境負荷軽減への取組を指導・支援します。
- 不法投棄防止等の環境パトロールの実施、情報発信をします。
- 野外焼却の防止・抑制のため、啓発・指導を実施します。
- 環境事故の場合の迅速な対応のため、関係機関との連携を強化します。
- **マイクロプラスチックによる海洋汚染について情報収集し、必要な対策を検討し、情報発信をします。**

② 快適な環境まちづくりの推進

- 下水道への接続、合併処理浄化槽の普及、設備の維持管理をします。
- 空き地や空き家（店舗）の適正管理を推進します。

◆ 町民・事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

① 事業活動での環境汚染防止

- 事業活動においては、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などに関する各種基準や目標値を遵守・達成するようお願いいたします。
- 基準値以下であっても、不快な音や臭いなど、近隣の町民等に迷惑にならないよ

う配慮しましょう。

- 化学物質を扱う際には適正に使用し、流出等がないよう管理の徹底に努めてください。
- 何らかの環境に関わる問題が発生した場合は、速やかな対策の実施をお願いします。
- **マイクロプラスチックによる海洋汚染について情報収集し、必要な対策の実施をお願いします。**

② 快適な環境まちづくりの推進

- 空き地や空き家（店舗）の適正管理に協力をお願いします。
- 調理くず、食器汚れを流さない等、生活排水による水汚れ防止に努めましょう。

§ 令和 15（2033）年度までの目標

指 標	現 状	目 標
公害の通報件数	8 件/年 ¹⁾	6 件/年 ²⁾

データ：南越前町建設整備課への通報記録

¹⁾ 令和 4（2022）年度実績値

²⁾ 現状から 2 割の削減目標

基本方針4. 地球の資源を大切に活用



目指すまちの姿

循環型社会を実現するまち

資源を大切にし、環境に負荷をかけないライフスタイルは、もはや当然のことです。3R（リデュース・減量、リユース・再利用、リサイクル・資源化）の推進は、持続可能な循環型社会を実現するために必須な事項となります。



越前市・南越前町・池田町で運営するエコクリーンセンター南越

【基本施策】

◆ 町が取り組むこと

- ① 食品ロス削減の推進
 - 「おいしいふくい食べきり運動」等、食品ロス削減運動の推進、意識啓発に取り組みます。
 - スーパー、企業、家庭等様々な場所で余っている未利用食品の寄附を呼びかけ、有効に活用する「フードドライブ」を普及促進します。
- ② ごみの減量・ごみの再利用の推進
 - 適正なごみ分別の情報を整理し、町民・事業者に普及します。
 - 資源物の回収（古紙、雑がみ、プラスチック、廃食用油など）を推進します。
 - 町の広報等を活用し、日用品・衣類のリユースの利用を呼びかけます。
 - 下水汚泥の資源化に努めます。
 - 会議・イベント等でのマイボトルの持参推奨をするなど、あらゆる場面でごみの減量に努めます。
 - 町民・事業者に、**トレー無し商品（食品）**、マイバッグ等の利用を呼びかけます。
- ③ 漂着ごみや不法投棄防止の対策推進
 - 海洋プラスチックやその他漂着ごみの情報収集を行い、回収を推進するとともに、資源化等の検討も進めます。
 - 不法投棄防止活動を実施するとともに、活動の支援や広報を推進します。
- ④ ごみの効率的な処理の推進
 - 近隣自治体と連携し、ごみの共同処理や広域的なごみ処理を継続します。

◆ 町民・事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

① 食品ロス削減の推進

- 町内での食品ロスを推進するため、飲食店や旅館・民宿等では食べきり運動に参加いただき、消費者への食品ロス削減協力の呼びかけをお願いします。
- 小売店では、バラ売りや見切り販売等、食品ロス削減に協力をお願いします。

② ごみの減量・ごみの再利用の推進

- 使い捨て製品の使用を抑制し、使い捨てプラスチックからバイオプラスチック*へ転換するなど、代替素材の活用を努めましょう。
- **トレー無し商品（食品）の購入を選択したり**、マイバックやマイボトルを持参しましょう。
- 集団資源回収やスーパー等の店頭回収を利用し、再資源化への協力をお願いします。
- ごみの分別を徹底し、ルール遵守をお願いします。
- 古紙、雑がみを資源として分別し、リサイクルに協力をお願いします。
- 日用品や衣類は、リサイクルショップ、Webフリマサイトやアプリを活用し、再使用を心がけましょう。
- ごみ減量・ごみ分別・リサイクル方法に関する学習会、説明会に参加しましょう。

§ 令和15（2033）年度までの目標

指標	現状	目標
一人当たりの一般ごみ排出量	695g/人・日 ¹⁾	550g/人・日 ²⁾

データ：エコクリーンセンター南越での受付記録

¹⁾ 令和4（2022）年度実績値

²⁾ 現状から2割の削減目標



日用品などのフリーマーケット

基本方針5. みんなで共に学び活動



目指すまちの姿

パートナーシップで取り組むまち

環境問題は、私たち人類が直面する重要な課題です。その解決には複合的な要因が関連するため、問題解決には様々な分野や組織が協力して取り組むことが重要です。まずは勉強会等を通じて自ら学び、お互いを知ることから始め、徐々に協働で取り組むまちづくりを展開します。



町内の児童・生徒を対象にした環境学習

【基本施策】

◆ 町が取り組むこと

① 連携のきっかけづくり

- 環境イベント・事業の開催及び支援をします。
- 環境保全に取り組む団体との連携を推進します。
- 環境保全活動や清掃活動を実施する団体や町民を支援します。

② 普及啓発の推進

- 保育所・こども園や小中学校等において、環境教育や美化意識の啓発に取り組みます。
- 環境保全意識を高める講座や催事の企画運営をします。
- 環境や自然状況、支援策、新たな環境問題等、環境に関する情報を発信します。

◆ 町民・事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

① 連携取組への参加

- 環境保全活動や環境美化活動への参加、協力をお願いします。
- 環境情報に関する研修会や勉強会に参加しましょう。
- 環境に関する情報を積極的に収集、実践しましょう。

② 環境取組に関する情報発信

- 事業者における環境保全活動などの取組について、ホームページや SNS 等を通じて積極的に公開しましょう。

- 団体に限らず、個人での活動についても、環境に関する取組を積極的に情報発信しましょう。

§ 令和 15 (2023) 年度までの目標

指 標	現 状	目 標
環境情報に関する研修会・勉強会	5 回/年 ¹⁾	8 回/年 ²⁾

データ：エコクリーンセンター南越での年間施設見学（町内関係者利用回数）

¹⁾ 令和 4 (2022) 年度実績値

²⁾ 現状を概ね維持



子どもたちによる稚魚放流



エコクリーンセンター見学

第4章 重点プロジェクト



重点プロジェクト1 町民みんなで実現する脱炭素社会

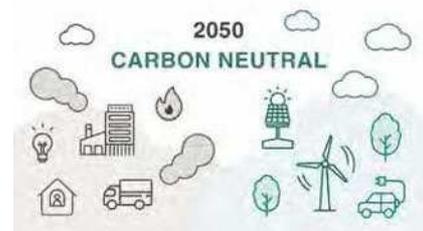
地球温暖化は、もはや「沸騰状態」と表現されるようになりました。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行政・町民・事業者が一丸となった「変革」が必要な時期となりました。

◆ 取組内容

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けて、エネルギーの自給自足を進め、さらなる省エネに取組み、カーボンニュートラルの実現に近づけます。点から線へ、線から面へと小さな活動を地域全体に広げて大きな効果につなげます。

取組① 脱炭素実現具体化の検討

町においてゼロカーボンシティ宣言を行い、行政・町民・事業者が連携し、脱炭素を実現するための取組の具体化を検討します。実効性の高い、かつ、野心的な取組を模索します。



カーボンニュートラル（イメージ）
引用：環境省 Website

取組② 再エネ普及と地産地消

廃棄物焼却に伴い発生する熱源によるエネルギーの活用をはじめ、太陽光発電、風力発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入・普及に取り組みます。その際、生み出すエネルギーが町内で活用できる仕組みの導入を検討し、実現してまいります。



小水力発電所

取組③ みんなで“ちょっとずつ脱炭素”

行政・町民・事業者が連携し、風呂の残り湯等を使った打ち水やグリーンカーテンなど、誰でも比較的容易に取り組める“ちょっとずつ脱炭素”に参加いただきます。その様子を SNS や広報紙等で情報発信し、みんなで脱炭素への機運を高めます。



グリーンカーテン（イメージ）
引用：環境省 Website

◆ 役割分担

行政	<ul style="list-style-type: none"> ● ゼロカーボンシティ宣言 ● 脱炭素実現具体化の検討 ● 公用車への EV 車、PHV 車等のエコカー導入 ● ZEB、ZEH の導入啓発 ● 再生可能エネルギー普及（観光施設をはじめとする公共施設等への EV 充電設備導入） ● 木質バイオマス*エネルギー導入の検討 ● みんなで“ちょっとずつ脱炭素”への、町民・事業者への呼びかけ
町民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素具体化への参加 ● EV 車、PHV 車等のエコカー導入 ● ZEB、ZEH の導入 ● 省エネタイプの家電（LED 照明など）への転換 ● “ちょっとずつ脱炭素”への参加と情報発信

§ 令和 15（2033）年度までの目標

指 標	現 状	目 標
可燃ごみの削減	1,862t/年 ¹⁾	1,490t/年 ²⁾
“ちょっとずつ脱炭素”への参加数	-	2,000人 ³⁾

データ：南越前町建設整備課資料

¹⁾ 令和 4（2022）年度実績値

²⁾ 現状から 2 割の削減目標

³⁾ 町内人口（10,002 人）の約 2 割



重点プロジェクト2 豊かな生態系を活かした防災・減災

本町では、町の総面積の約92%の広大な山林を有しており、豊かな生物多様性を育み、水源涵養と土砂災害防止等の機能を有しています。しかし、近年多発する強い降雨等により、頻繁に土砂災害等が発生し、森林環境の保全とその機能向上が求められます。

◆ 取組内容

ブナやコナラなど広葉樹から成る自然林を守り、かつ、スギ、ヒノキ等の人工林では適切な除間伐等の施業を行います。さらに、農作物・生活環境被害や生態系被害を及ぼす野生動物による被害対策を推進するなどして、森林環境の保全と機能向上に努めます。

取組① 生態系を活かした防災・減災の研究 (Eco-DRR の推進)

行政・町民・事業者に専門家を交え、町に適した生態系を活かした防災・減災について、まずは学び、本町においてどのような取組が適するか、検討を進めます。みんなで学びを進めるなかで、森林の適切な管理方法等について具体化してまいります。



豊かな生態系を育むブナの森

取組② 「グリーンインフラ」の普及啓発

山林が水源涵養や土砂災害等の機能を保つためには適切な管理が必要です。また、町内に広がる農地でも水源涵養機能が期待できます。さらに、生活空間においても、強い降雨等に対するしなやかさを有することで防災・減災を高めることができます。森林の整備、田んぼダム、雨庭等のグリーンインフラの普及啓発を推進し、豊かな生態系を活かした防災・減災を実現します。



山林の管理（間伐作業）

取組③ 自然共生サイトの登録推進

高い生物多様性を有しており、かつ、適切に管理された森林は、自然公園等に登録されていなくてもネイチャーポジティブを推進するための重要な場所です。こうした場所を自然共生サイトとして、行政・事業者が連携して登録に取り組みます。



南越前町の里と山（杣山より）

◆ 役割分担

行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・減災を考慮した森林管理の計画策定や事業者への指導 ● 防災・減災に役立つ身近なグリーンインフラの紹介 ● 豊かな森林生態系を有する森林の自然共生サイトへの登録推進 ● 生態系サービスの重要性の町民への普及啓発 ● シカ等野生動物による被害防止の推進 ● 外来種*の適切な管理に関する情報発信
町民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な除間伐（森林施業従事者） ● 自然共生サイトへの登録 ● 県産材の積極的な利用 ● 自然環境を活かしたエコツアーの開催（観光事業者等） ● 伐り出された樹木の薪等での利用 ● 雨水貯留、雨庭の導入 ● 外来種の適切な管理の実施

§ 令和 15（2033）年度までの目標

指標	現状	目標
防災・減災と生態系に関わる勉強会	-	1回/年
自然共生サイトの登録	-	2件（期間中）

データ：南越前町建設整備課資料



重点プロジェクト3 町民みんなで作る循環型社会

本町は、山・川・里・海がつながる、豊かな自然を有しています。しかし、海岸にはごみが広がり、観光地でもポイ捨てがたくさんみられます。気候変動への具体的な対策につなげるためにも、町民のリサイクル意識を高めることも肝要です。

◆ 取組内容

ごみを減らし、リサイクルを高めることで、美しい南越前町の景観を保ち、気候変動の具体的な対策につなげます。

取組① クリーンアップの実施

行政・町民・事業者とが連携し、海岸、河川、生活空間等でのごみの除去を行います。ごみ拾いに関するイベントの導入も検討し、みんなで楽しみながら、達成感の得られるクリーンアップを実施します。



海岸のクリーンアップ活動

取組② “食べ残しゼロ運動”の展開

町内の、食品小売店、飲食店、旅館・民宿等に呼びかけ、「食べ残しゼロ」を推進します。



食べ残しゼロ（イメージ）

◆ 役割分担

行政	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンアップ等の活動の企画・呼びかけ ● ごみの減量、リサイクル、食べ残しゼロなどについて情報発信 ● フードドライブへの参加 ● 備蓄品の無償配布・有効活用の推進
町民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンアップ等の活動への参加 ● ごみ減量、リサイクル、食べ残しゼロへの参加

§ 令和 15 (2033) 年度までの目標

指 標	現 状	目 標
クリーンアップの催し開催	1 回/年 ¹⁾	1 回/年 ²⁾
食べ残しゼロ運動への参加施設	-	13 施設 ³⁾

データ：南越前町建設整備課資料

¹⁾ 令和 4 (2022) 年度実績値

²⁾ 現状を概ね維持

³⁾ 町内 42 施設 (町内の飲食店 36 店・宿泊施設数 6 施設) の 30%が参加

第5章 計画の推進

5.1 町、町民、事業者それぞれの役割の明確化と推進体制

(1) 役割の明確化

本計画は、町・町民・事業者が、それぞれの立場に応じた役割を十分認識し、自ら又は協働して進めます。

◆ 町の役割

- あらゆる分野において、環境に関する施策を立案・実施するため、県の政策推進マネジメントシステムへ環境的視点を導入します。立案に際しては、既存の財源を工夫しながら、新たな環境政策の推進に係る予算として、環境の保全活用に資する事業を組み立てます。
- 町・県・国は、緊密な連携のもと本計画の環境施策の展開を図ります。
- 率先的に町・町民・事業者間のパートナーシップを形成します。
- 環境に関わる各種情報の収集整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用といった環境配慮の基盤づくりを行います。

◆ 町民・事業者の役割

- 環境保全に関わる取組や、環境教育・学習に積極的に参加しましょう。
- 環境に配慮した日常生活・事業活動に努めましょう。
- 地域の町民、事業者と協働して、環境保全に関わる取組への参加、支援をお願いします。
- 環境に関する人材の育成や、情報発信などをお願いします。
- 事業者としての立場から、率先して環境に配慮した事業活動を行います。

(2) 推進体制（評価体制の構築）

本計画の推進に当たっては、町・町民・事業者が協働して取組を進める必要があります。このため、下図に示すような推進体制を採ることによって、計画の効果的な推進を図ります。

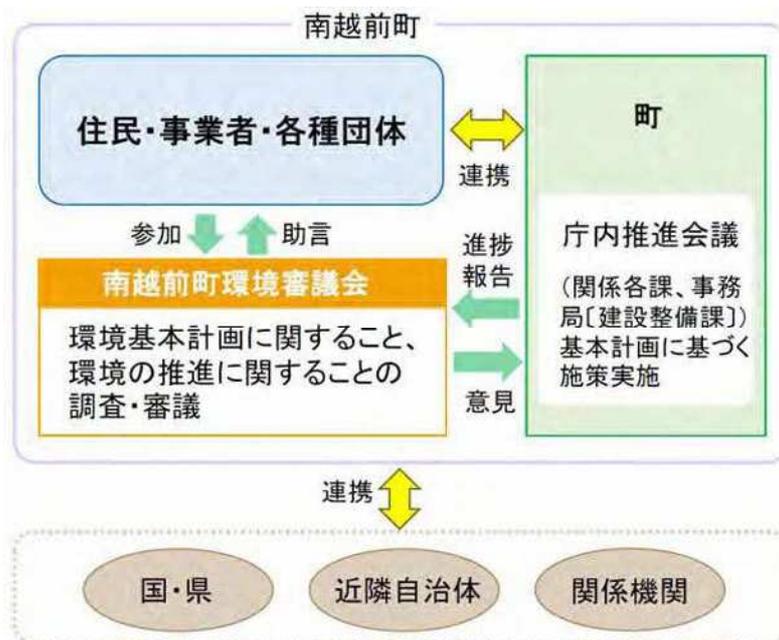


図 第2次南越前町環境基本計画の推進体制

■南越前町環境審議会

環境基本計画に関すること、環境の保全に関する施策の推進に関すること、その他環境の保全に関することの調査・審議を行います。

■町（庁内推進会議）

関係機関の意見を調整し、基本施策、重点施策の推進を図ります。

■町民・事業者・各種団体

町とともに具体的な取組に参加し、計画を実施していきます。

5.2 進行管理

本計画の実行性を高めるため、南越前町環境審議会において進行管理を行います。その際、各事業の進行管理は、県の政策推進マネジメントシステムの考え方にに基づき、計画→実行→点検・評価→見直しの手順を継続的に繰り返しながら行い、スパイラルアップを図ります。

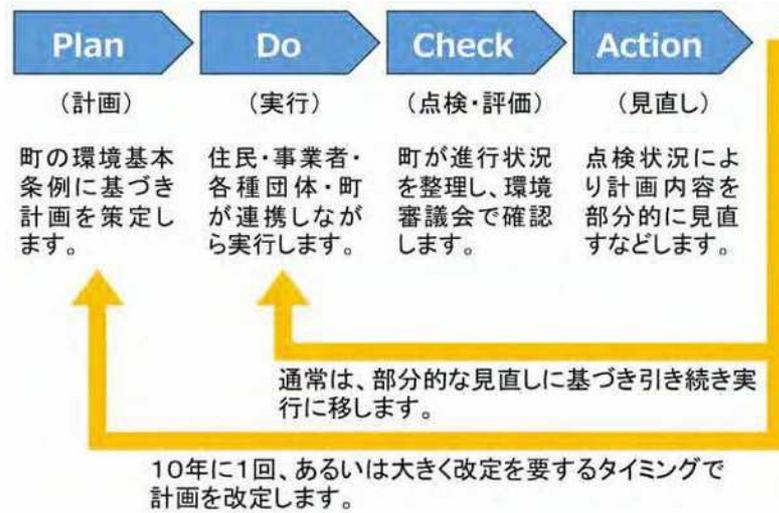


図 進行管理（PDCAサイクル）

◆計画（Plan）

本計画を推進するには、町・町民・事業者の各々が本町の環境問題に共通の認識を持ち、解決していこうという強い意欲が必要です。そのうえで、各々の基本的段階を踏まえて、自らの手で、又は協働して具体的に行動する計画とします。

◆実行（Do）

町・町民・事業者は、相互に連携して計画に基づき実行します。

◆点検・評価（Check）

各施策の進捗状況を確認、評価していきます。

◆見直し（Action）

南越前町環境審議会、町民、事業者からの意見を取り入れながら、適宜、改善措置をしていきます。

資料編

資料 1. 南越前町環境基本条例

平成 17 年 10 月 1 日
南越前町条例第 198 号
改正 令和元年 7 月 30 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念及び基本方針を定め、並びに町、町民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、すべての町民が美しい環境の中で健康で文化的な生活を実現し、その良好で快適な環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に従い環境の保全に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 町民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地、海浜等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全及び活用による文化的環境の形成等が図られること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が促進されること。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念及び基本方針にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(土地の所有者及び管理者の責務)

第 6 条 土地の所有者及び管理者は、その所有する土地又は管理に属する土地について、清潔の保持その他適正な管理を行うことにより、地域の環境の保全に資するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念及び基本方針にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(町を訪れた者の責務)

第8条 町を訪れた者は、基本理念及び基本方針にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(適用除外)

第9条 この条例の規定は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

(規制の措置)

第10条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(協定)

第11条 町は、必要と認めるときは、事業者等との間で環境の保全に関する協定を締結することができる。

2 町長は、協定を締結したときは、その内容を公開するものとする。

3 協定には、町民の立入調査を認める項目を入れるよう努めなければならない。

(指導、助言等)

第12条 町は、良好な環境の保全を行う上での支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう指導及び助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第13条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第21条に規定する南越前町環境審議会の意見を聴くものとする。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査研究の充実)

第14条 町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究の充実を図るよう努めるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、健康で文化的な生活の確保のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第16条 町は、環境の保全に関する施策に、町民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第17条 町は、関係機関と協力して、町民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深めるとともに自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第18条 町は、町民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努

めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第 19 条 町は、環境の保全に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 町は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、南越前町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 南越前町環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全に関する施策の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

3 審議会は前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

5 委員は、環境の保全等に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

6 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2. 南越前町環境審議会規則

令和元年 7 月 30 日
南越前町規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南越前町環境基本条例（平成 17 年南越前町条例第 198 号。以下「条例」という。）第 21 条第 7 項の規定に基づき、南越前町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 町長は、条例第 21 条第 5 項の規定に基づき、次の各号に掲げる者のうちから委員を委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民
- (3) 関係団体及び事業所の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(特別委員)

第 3 条 審議会に特別の専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、若干人の特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、前項の特別の専門的事項に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
- 3 特別委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別の専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、会議における審議の参考にと供する必要があると認めた場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第 6 条 審議会は必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員のうちから会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、公開するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、審議会については会長が、部会については部会長が、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 会議を傍聴する者は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、会長又は部会長は、命令に従わない傍聴人を退場させることができる。

(事務局)

第 8 条 審議会の事務局は、建設整備課に置き、事務局長は、建設整備課長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 3. 環境用語解説

(五十音順)

アジェンダ	「行動指針」という意味で使われることが多い。英語で、agenda と綴り、協議事項、議事日程、予定表、などと和訳される。
EV (イービー)	電気モーターを動力源として走行する電気自動車のこと。
SDGs (エスディーズ)	「Sustainable Development Goals」の略語。持続可能でよりよい社会を目指すための国際目標。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、加盟国 197 か国の全会一致で採択された。全 17 目標を、令和 12 (2030) 年までに達成することを目指すとされている。
エコツーリズム	その地域の自然環境を損なうことなく、地域の自然や文化を学び、ふれあう旅行の形態のこと。自然環境への悪影響の防止、ガイドによる質の高い自然解説の確保等の観点から、一般的に少人数で行われる。
温室効果ガス	地球温暖化の主要因といわれている温室効果ガスで、二酸化炭素、メタン、フロン類などがこれにあたり、圧倒的に排出量が多いのは二酸化炭素で人類が排出する温室効果ガスのうち、3/4 を占めるとされる。
外来種	人為の影響により、本来の生息地域から元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと。生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものは外来生物法による指定を受け、その取扱いに法的な規制も適用される。
カーボンニュートラル	二酸化炭素の排出量と吸収量を均衡させて、排出全体を実質ゼロにすること。経済活動や日常生活による二酸化炭素の排出を削減することにとどまらず、森林管理などによって吸収量を増加することで、合計ゼロの状態を目指すとしている。
環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基本法で基準が定められている。 水素イオン濃度や大腸菌群数など生活環境に関する項目では、河川では AA、A、B、C、D、E の 6 つの類型が、海域では A、B、C の 3 つの類型が整理されており、現況の水質等を勘案して類型指定される。
クリーンエネルギー	エネルギーを生成する際に温室効果ガスを排出しない、あるいは排出量が少ないエネルギー源のこと。
グリーン購入	市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
GX (グリーントランス フォーメーション)	脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つを同時に実現させる成長戦略で、令和 5 (2023) 年 2 月には「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定された。
再生可能エネルギー	量に限りがある化石燃料と違い、比較的短期間で再生でき、枯渇せず何度も使うことができるエネルギーのこと。水力・風力・地熱による発電、森林の間伐材や家畜の排泄物などのバイオマス燃料を利用するバイオマス発電やバイオマス熱利用がこれにあたる。発電時に大量の二酸化炭素を排出しない。

30 by 30 (サーティ・バイ・サーティ)	令和 12 (2030) 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる (ネイチャーポジティブ) ゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標。令和 3 (2021) 年に英国で開催された G7 サミットにて合意された。
自然資本	森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本 (ストック) のこと。自然資本の価値を適切に評価し、管理することが、国民生活を安定させ、企業経営の持続可能性の向上につながると思われている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクルの推進により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会と定義される。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなどのエネルギー資源の消失を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。エネルギーの安定供給確保と、地球温暖化防止の両面の意義をもつ。家庭でのエネルギー消費の割合は大きく、かつ増加している。
スマートコミュニティ	スマートシティ、スマートタウンとも呼ばれ環境負荷を抑えながら生活の質を高め、継続して成長を続けられる新しい街、都市。環境負荷の低減のために街全体に太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入や電気自動車の普及を図ることが課題とされる。
生態系サービス	人類に利益となる生態系に由来する全ての機能のこと。大気や水の浄化、水循環や土壌生産力などの改善などが含まれる。これらは、食料や木材、飲料水など天然資源 (天然資源) の持続的な生産のための前提条件でもある。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルの多様性があるとしている。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。日本では、平成 7 (1995) 年に最初の「生物多様性国家戦略」が策定され、現行計画は、令和 5 (2023) 年に策定された第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」である。
ZEB (ゼブ)	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy Building) の略。快適な室内環境を実現しながら建物で消費する年間の 1 次エネルギー収支ゼロを目指した建物。
ZEH (ゼッチ)	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Net Zero Energy House) の略。ZEH には複数の種類があり、標準的な ZEH のほか、需給一体型を目指したより高性能な住宅として次の 2 つがある。 ○ ゼッチプラス (ZEH+) : ZEH をさらに高性能化し、電気自動車充電設備等の再エネの自家消費拡大につながる設備を導入した住宅。 ○ 次世代 ZEH+ : ゼッチプラスに蓄電システムや燃料電池などの再エネの自家消費拡大につながる設備を導入した住宅。

脱炭素	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること。脱炭素を実現した社会を「脱炭素社会」といい、日本政府は令和 32（2050）年までに脱炭素社会を目指すと言明した。世界的に脱炭素を目指すのは、地球温暖化による気候変動を食い止めるためと、化学燃料の資源が枯渇するためとされる。
地球温暖化	人間活動の拡大により、大気中にある二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球温暖化が進むと、海面上昇、生態系の変化、水産業や農林業への影響等、様々な影響が懸念されている。
ネイチャーポジティブ （自然再興）	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。令和 4（2022）年 12 月に開催された COP15 において新たな国際目標として、「2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる」ことが示された。
ネットゼロ	「温室効果ガスの排出が正味ゼロ」という意味で、CO ₂ やメタンなど大気中に排出される温室効果ガスと大気中から除去（森林などの吸収量なども含む）される温室効果ガスが同量でバランスが取れている状況のこと。
パリ協定	世界の平均気温を産業革命以前に比べて 2℃より低く保つことを目標とした協定。平成 27（2015）年にパリで開催された COP21（第 21 回気候変動枠組条約締約国会議）で合意し、平成 28（2016）年に採択された。米国等の加盟国には、二酸化炭素排出量の削減目標策定や実施状況の提出を促している。
バイオプラスチック	廃棄後、土中のバクテリアによって水と炭酸ガスに分解されるプラスチックのうち、生物資源（バイオマス）由来のもの。サトウキビ、米、小麦、サツマイモ、トウモロコシなどを原料にしている。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機物資源で、化石資源を除いたものこと。廃棄物系バイオマスには、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあり、未利用系バイオマスには林地残材などがある。活用方法として、農業分野での飼肥料としての利用や、燃焼して発電するほか、アルコール発酵やメタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用がある。
フードロス	本来食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。「食品ロス」ともいう。
リサイクル	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）の 2 種がある。
レジリエンス	一般的に、様々な危機からの「回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）」のこと。気候変動や自然災害、伝染病、人口減少や地域コミュニティの活力低下、インフラの老朽化などの様々な危機に対し、克服し、より良く発展する能力という意味合いで使用される。

資料4. 第2次南越前町環境基本計画の策定経緯

■南越前町環境審議会開催日程

開催回	開催日程	会議内容
第1回	令和5年 7月10日(月)	(1) 南越前町環境基本計画改定の趣旨について (2) 現行の南越前町環境基本計画のふりかえりについて (3) 第2次南越前町環境基本計画の構成案と今後の予定について
第2回	令和5年 10月10日(火)	(1) 第2次南越前町環境基本計画に係る基本施策と行動計画(案)について (2) 第2次南越前町環境基本計画に係る重点プロジェクト(素案)について
第3回	令和5年 11月21日(火)	(1) 第2次南越前町環境基本計画(素案)について ① 第1章「計画の基本的事項」及び第2章「南越前町が目指す環境像」について ② 第3章「基本施策と行動計画」、第4章「重点プロジェクト」及び第5章「計画の推進」について
第4回	令和6年 2月13日(火)	(1) パブリックコメント意見募集の結果について (2) 第2次南越前町環境基本計画(案)の最終確認について

場所：南越前町役場 別館2階 第1会議室

■パブリックコメント日程

実施日程	資料閲覧方法
令和6年 1月10日(水) ～1月24日(水)	・役場、事務所での閲覧 (場所：建設整備課、今庄事務所、河野事務所) ・町ホームページでの閲覧

■構成員名簿

区 分	所属・役職等	氏 名	備 考
学識経験者	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 嘱託准教授	奥村 充司	会長
町民代表	令和5年度 南越前町区長会連合会 会長	坂川 佳之	副会長
	令和5年度 南越前町区長会連合会 副会長	野村 浩	
	令和5年度 南越前町区長会連合会 副会長	小角 譲	
	令和5年度 南越前町区長会連合会 理事	川崎 晃	
	令和5年度 南越前町区長会連合会 理事	藤原 禎夫	
	令和5年度 南越前町区長会連合会 理事	向山 功	
関係団体	越前たけふ農業協同組合 理事	齋藤 隆男	
	南条郡森林組合 代表理事組合長	谷崎 信雄	
	河野村漁業協同組合 代表理事組合長	木邑 康和	
	日野川漁業協同組合 副組合長理事	佐々木 武夫	
	令和5年度 南越前町男女ネットワーク 会長	谷口 はるみ	
	令和5年度 南越前町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	内藤 恵美子	
	令和5年度 南条郡校長会（南条小学校校長）	今村 公一	
関係行政機関	丹南健康福祉センター 環境衛生部 部長	松浦 與一	

第2次南越前町環境基本計画

発行 令和6(2024)年3月
福井県南越前町
編集 南越前町建設整備課
〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1
TEL 0778-47-3000(代表) 0778-47-8003(直通)
FAX 0778-47-3261
<https://www.town.minamiechizen.lg.jp>

本文中の写真は、町で撮影したもののほか、町民、事業者皆さまからお借りした写真を掲載しています。

